

令和5年5月26日
山梨県福祉保健部障害福祉課
課長 渡邊文昭
電話 055-223-1460 (内線 3200)

報道関係者各位

「やまなし思いやりパーキング制度」 ～多胎育児家庭の利用期限を3年へ延長します～

山梨県（知事：長崎幸太郎）では、多胎児（双子、三つ子など）を育てる家庭において、乳幼児と一緒に安心して外出できるよう、令和5年6月1日から「やまなし思いやりパーキング制度」における利用期限を産後1年6カ月から産後3年へ延長します。

○申請手続

（1）新たに利用証の交付を受ける妊産婦で多胎児の場合は、申請が6月1日前であっても、産後3年を利用期限とする利用証を交付します。

なお、既に利用証の期間満了により返却済みの場合で、出産後3年未満であるため再度申請する場合を含みます。

（2）既に利用証の交付を受けている妊産婦で多胎児の場合は、現在の利用証の利用期限が終了し、利用証の返却を行う際に利用期限を産後3年までとした新たな利用証を交付します。

（3）県保健福祉事務所もしくは住所地の市町村福祉担当課の窓口で申請を受け付けます。郵送・メール・FAXにて申請を行う場合は県障害福祉課まで必要書類を送付していただきます。

更新の場合は、利用証の交付を受けた窓口で申請を行う必要があります。

（参考）

「やまなし思いやりパーキング制度」は、障害のある方や高齢者、妊産婦、けが人など、車の乗り降りや移動に配慮の必要な方の外出を支援するため、対象の方に利用証を交付し、公共施設や商業施設などに設置された「思いやり駐車場」を御利用いただく制度です。

本制度の詳細について、山梨県ホームページに掲載しています。

ホームページ掲載先：<https://www.pref.yamanashi.jp/shogai-fks/tyuusyajou.html>

やまなし思いやりパーキング制度

「やまなし思いやりパーキング制度」とは？

障害のある方や高齢の方、けが人の方など、車の乗り降りや移動に配慮の必要な方が運転又は同乗している車を、公共施設、店舗等の障害者等用の駐車場などに止め、安全かつ安心して施設を利用できるように支援する制度です。

駐車場の管理者の方には、施設の駐車場を、利用証を持った方が駐車できる「思いやり駐車区画」の適正利用を図るため協定をお願いしています。対象者の方には、「思いやり駐車区画」の利用証を交付します。

【駐車場の利用証】

「思いやり駐車区画」を利用する際には、自動車のルームミラーにかけるなど、外から見えるように掲示していただきます。

利用証は、対象となる方が運転又は同乗されている場合に利用できます。

利用証の発行には、申請書の提出と確認書類の掲示が必要となります。

(対象者・申請窓口は、裏面をご覧ください)



←この案内標識が目印です。
駐車には利用証が必要です。



↑利用証はルームミラー
にかけて使用します。

【利用できる駐車場】

「思いやり駐車区画」の案内標識が掲示されている駐車場です。この駐車場の管理者の方は、県と協定を結んでいただいております。

利用できる駐車場は、県のホームページ等でお知らせします。

交付対象者・有効期限※

区分		交付要件	申請に必要な書類	有効期間	利用証	
身体障害	視覚障害	4級以上	身体障害者手帳	5年	緑	
	聴覚障害又は平衡機能の障害	聴覚障害				3級以上
		平衡機能障害				5級以上
	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害					対象としない
	肢体不自由	上肢				2級以上
		下肢				6級以上
		体幹				5級以上
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能				2級以上
		移動機能				6級以上
	心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害	心臓機能障害				4級以上
		じん臓機能障害				4級以上
		呼吸器機能障害				4級以上
		ぼうこう又は直腸の機能障害				4級以上
		小腸機能障害				4級以上
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		4級以上				
肝臓機能障害	4級以上					
知的障害	A	療育手帳				
精神障害	1級	精神障害者保健福祉手帳				
難病患者	特定疾患医療受給者、小児慢性特定疾病医療費受給者 等	特定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾病医療費受給者証 等				
高齢者	要介護1以上	介護保険被保険者証				
妊産婦		母子健康手帳交付日から出産後1年6か月までの人。ただし、出産後は1歳6か月以下の乳幼児と同伴の場合に限る。	母子健康手帳	交付要件に該当する期間	橙	
	多胎児の場合	母子健康手帳交付日から出産後3年までの人。ただし、出産後は3歳以下の多胎児と同伴の場合に限る。				
発達障害	移動に介助者の特別な注意が必要と認められる人	医師の意見書	5年の範囲内で必要と認められる期間			
けが人	けがにより歩行が困難で車いす、杖等を使用している人	医師の意見書	1年の範囲内で必要と認められる期間			

※交付対象者及び有効期限に関する詳細については、県ホームページで公開している「やまなし思いやりパーキング制度実施要綱」も併せてご確認ください。

利用証の申請手続き

申請書に必要事項を記入し、上記の確認書類を持参のうえ、申請窓口にお越しください。

- ①申請書は申請窓口を設置しているほか、県障害福祉課のホームページからダウンロードできます。
- ②上記の確認書類を必ず窓口で提示してください。
- ③利用証は原則即日交付します。(確認のため後日になることがあります)

※申請手数料は無料ですが、確認書類の取得に係る経費は自己負担となります。

※代理申請も可能です。その場合は、代理人の方の身分証明書(運転免許証、健康保険証)の掲示をお願いします。

申請窓口

県内各市町村福祉担当課窓口の他、次の県保健福祉事務所においても申請を受け付けます。

中北保健福祉事務所	韮崎市本町 4-2-4	0551-23-3443
峡東保健福祉事務所	山梨市下井尻 126-1	0553-20-2750
峡南保健福祉事務所	南巨摩郡富士川町鵜沢 771-2	0556-22-8145
富士・東部保健福祉事務所	富士吉田市上吉田 1-2-5	0555-24-9032

郵送・FAX・メールにて申請を行う場合は、県障害福祉課に申請書と手帳等の確認書類の写しを送付してください。

お問い合わせ ● 山梨県 福祉保健部 障害福祉課 〒400-8501

甲府市丸の内 1-6-1 ☎055-223-1460 📠055-223-1464

✉ shogai-fks@pref.yamanashi.jp

申請書ダウンロード先 ● 山梨県障害福祉課ホームページ

<https://www.pref.yamanashi.jp/shogai-fks/index.html>